

事 務 連 絡
令和2年12月14日

各 学 校 長 様

四万十町教育委員会事務局
学 校 教 育 課 長

新型コロナウイルス感染症対策に係る児童生徒の出席停止の扱いについて

日頃は、学校における新型コロナウイルス感染症対策にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、先日、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2020.12.3Ver.5）等に基づき、児童生徒が出席停止の扱いになる場合についてお知らせしたところですが、出席簿、要録等への記載については確認しておりませんでした。校務支援システムの入力項目に合わせ、以下のように取り扱いをお願いします。

	出席停止として扱う場合	理由
1	児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合	新型コロナウイルス感染症
2	児童生徒が濃厚接触者となった場合	新型コロナウイルス感染症の疑い
3	新型コロナウイルス感染症検査（簡易検査、PCR検査）を受けた場合	新型コロナウイルス感染症の疑い
4	児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合	新型コロナウイルス感染症の疑い
5	同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
6	児童・生徒が感染への不安がある等の理由で、学校を休む場合	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

なお、登校後に発熱や風邪症状がみられた児童生徒は、安全に帰宅させ、自宅で休養するよう指導することとなっております。その場合は、「出席停止」の措置が望ましいと考えますが、最終的には学校長の判断となりますので、よろしく願いいたします。